

愛媛県福祉サービス第三者評価機関公開情報

愛媛県 認証番号	認証有効期間 (令和4年10月10日～令和7年10月9日)		
	4保第797号	初回認証年月日	令和4年10月10日
全国 認証番号	認証有効期間 (令和4年4月13日～令和7年3月31日)		
	202204-002-01	初回認証年月日	令和4年4月13日
他県 認証番号	香川県認証有効期間 (令和4年4月1日～令和7年3月31日)		
	香川県H24-001号	初回認証年月日	平成24年9月3日
他県 認証番号	岡山県認証有効期間 (令和4年10月6日～令和7年3月31日)		
	R4-6号	初回認証年月日	令和4年10月6日
他県 認証番号	徳島県認証有効期間 (令和5年1月26日～令和7年3月31日)		
	第6号	初回認証年月日	令和5年1月26日
他県 認証番号	高知県認証有効期間 (令和4年9月15日～令和7年9月14日)		
	4高福政第436号		
評価機関名		一般社団法人 香川県福祉サービス評価機構	
代表者名		代表理事 宮下 薫乃	
評価担当 部署	部署名	一般社団法人 香川県福祉サービス評価機構 事務所	
	責任者	役職名	代表理事 氏名 宮下 薫乃
	所在地	〒760-0062 香川県高松市塩上町二丁目1-24	
	電話・FAX	TEL 087-831-7759	FAX 087-831-7769
	HP	https://kagawa-hyouka.wixsite.com/website	
	E-mail	kagawa-hyouka@ymail.ne.jp	
評価対象分野 (施設)	県策定評価基準	使用 状況	評価対象施設等
	保育所版	○	保育所
	児童館版	○	児童館
	認定こども園版	○	幼保連携型認定こども園 認定こども園 (幼保連携型以外)
	児童養護施設版	○	児童養護施設
	母子生活支援施設版	○	母子生活支援施設
	乳児院版	○	乳児院
	児童自立支援施設版	○	児童自立支援施設
	児童心理治療施設版	○	児童心理治療施設

	障がい者・児福祉サービス版	○	居宅介護 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 共同生活援助 障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業） 多機能型 児童発達支援センター 障害児多機能型 障害児入所施設（福祉型） 障害児入所施設（医療型）
	救護施設版	○	救護施設 授産施設
	高齢者福祉サービス版	○	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 有料老人ホーム
	老人保健施設版	○	老人保健施設
	ファミリーホーム版	○	ファミリーホーム
	自立援助ホーム版	○	自立援助ホーム
	放課後児童クラブ版	○	放課後児童クラブ
評価調査者 計 名	研修修了者 番号	所属評価調査者の資格・経歴等	
	R3-Y001 (香川) B2021083 (全国) S2021088 (全国・社会的養護)	組織運営管理、 社会福祉法人全国社会福祉協議会(全社協)の福祉サービス第三者評価調査者、 社会的養護関係施設第三者評価調査者	
	H23-Y014 (香川)	組織運営管理、社会保険労務士	
	H23-Y015 (香川)	組織運営管理、税理士	
	H27-Y004 (香川)	介護福祉士	
	H27-Y005 (香川)	保育士	
	H30-Y001 (香川)	社会福祉士	
	第三者評価の手法	書面、訪問、聴き取り、利用者調査（アンケート・対面） ※事業所様のご希望に沿って柔軟に対応いたします。	
料金	330,000 円（税込）	（特記事項） ・訪問時の交通費や利用者調査等の諸費用を含みますので、追加料金は発生しません。 ・案内を送付させていただいた事業所様については、案内記載の受審料にて承ります。	

評価に関する 異議・苦情 申立窓口	責任者職・氏名	代表理事 宮下 薫乃
	窓口担当者職氏名	業務執行理事 高橋 智規
	電話・FAX	TEL 087-831-7759 FAX 087-831-7769
	E-mail	kagawa-hyouka@ymail.ne.jp
	受付日及び時間	月曜日～金曜日 9:00～17:30 (年末年始・盆・祝日を除く)
評価調査者の 研修計画	当機構の实地研修会(随時) 香川県の福祉サービス第三者評価調査者継続研修(毎年1回) 全社協の福祉サービス第三者評価調査者継続研修(3年に1回) 全社協の社会的養護関係施設第三者評価調査者継続研修(3年に1回)他	
評価結果の 公表方法	愛媛県ホームページおよびWAM NET(ワムネット)に掲載 ※事業所様の同意を得て掲載します。	
第三者評価以外の 主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報の収集および提供 ・福祉に関する知識の普及および啓発 ・福祉に関する調査および研究 	
第三者評価の実績	児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、保育所、有料老人ホーム、訪問介護事業所	
事業実施にかかる 規程等	福祉サービス第三者評価事業実施要領、苦情処理規程、倫理規程、守秘義務規程	
評価機関自己PR欄	<p>当機構は、中立公平な第三者の立場より保健・福祉並びに介護サービス利用者の利益と権利を養護するため、サービスの評価と情報提供を行うとともに、サービス利用に関する相談等に応じ、利用者の生活向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、平成24年8月に発足しました。発足直後の平成24年9月より香川県福祉サービス第三者評価機関として香川県からの認証(認証番号 H24-001号)を受け、現在に至っております。</p> <p>現在(令和5年4月1日時点)では、香川県内の唯一の社会的養護関係施設の第三者評価機関として認証を受けており、児童養護施設をはじめとする全国の社会的養護関係施設についても、福祉サービス第三者評価を行うことが可能です。</p> <p>また、愛媛県での活動においても、令和4年度より愛媛県福祉サービス第三者評価機関としての認証を受けたことにより、社会的養護関係施設を含む全ての福祉施設の第三者評価を実施できるようになりました。</p> <p>加えて、皆さまに少しでもお気軽に当機構をご利用いただきたいという思いから、四国4県および岡山県の福祉施設の事業所様からは、<u>实地調査時の交通費や利用者調査手数料を含め、ご提示した受審料以外の一切の費用は頂戴しない</u>こととしております。</p> <p>新たに当機構の第三者評価をご活用いただくことで、これまでとは違った目線を取り入れることになり、これまで得られなかった新しい「気づき」や、これまで見過ごされていた事業所の「良いところ」を再発見するきっかけをご提供できることが私どもの役割であると考えておりますので、是非とも一度、当機構のサービスをご利用ください。</p> <p>※なお、当機構では、福祉サービス第三者評価事業のさらなる普及・啓発を通じて社会福祉の向上に貢献するべく、その目的に最大の効果が得られるよう、非営利活動型法人として利潤を追求することなく、全ての予算を事業費に充てて活動いたしております。</p>	